

特別養護老人ホーム 八橋（介護予防）短期入所生活介護基本利用料金表

	算定項目	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①（介護予防）短期入所生活介護サービス費1割負担額	個室	512円	636円	682円	749円	822円	889円	956円
②（介護予防）短期入所生活介護サービス費加算1割負担額	機能訓練体制配置	入居者ごとに個別の計画や目標を設定し、関連業種が共同して運動機能が低下しないよう、適度な運動指導を行います。						
		12円						
	サービス提供体制強化加算Ⅰ	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上を満たしています。						
		18円						
	夜勤職員配置加算				夜勤職員を2ユニットで1名以上配置します。			
					18円			
	看護体制加算Ⅰ				常勤の看護師を1名以上配置します。			
	4円							
看護体制加算Ⅱ				介護職員及び看護職員における24時間の連絡・対応体制に関する取り決めに整備し、入居者に対する観察項目の標準化を行います。				
				8円				
看護体制加算Ⅲ				看護体制加算Ⅰを満たし、利用者総数のうち、要介護3以上の割合が100分の70以上に達した場合に算定致します。				
				12円				
看護体制加算Ⅳ				看護体制加算Ⅱを満たし、利用者総数のうち、要介護3以上の割合が100分の70以上に達した場合に算定致します。				
				23円				
③食費負担限度額	第1段階	300円						
	第2段階	390円						
	第3段階	650円						
	第4段階	1,530円						
④居住費負担限度額	第1段階	820円						
	第2段階	820円						
	第3段階	1,310円						
	第4段階	2,570円						
利用負担額合計 （①+②+③+④） （看護体制加算Ⅲ、Ⅳ算定）	第1段階	1,662円	1,786円	1,885円	1,952円	2,025円	2,092円	2,159円
	第2段階	1,752円	1,876円	1,975円	2,042円	2,115円	2,182円	2,249円
	第3段階	2,502円	2,626円	2,725円	2,792円	2,865円	2,932円	2,999円
	第4段階	4,642円	4,766円	4,865円	4,932円	5,005円	5,072円	5,139円

※オムツ代・日常の洗濯代は、施設サービス費に含まれます。

※その他の介護給付サービス加算

- ★介護職員処遇改善加算・・・基本サービス費に各種加算を加えた1月あたりの総単位数に8.3%を乗じた単位数を加算。
- ・療養食加算・・・8円/回（療養食〈糖尿病食、腎臓病食、貧血食等〉を提供した場合 1日につき3回を限度）
- ・送迎加算・・・184円
- ・若年性認知症利用者受入加算・120円

※その他の日常生活費

日用品費（ティッシュ、歯ブラシ、化粧品等）、理美容代（顔そり600円～1000円、カット2000円、パーマ5000円等）

外部クリーニング代、医療費、インフルエンザ予防接種代金、電気代（テレビ、充電器などの個人家電製品）など

「食費及び居住費（滞在費）負担限度額の段階について」

第1段階:市町村民税非課税世帯で、老齢福祉年金を受給している方、生活保護世帯の方。かつ預貯金などが単身で1000万円（夫婦で2000万円）以下。

第2段階:市町村民税非課税世帯で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の方。かつ預貯金などが単身で1000万円（夫婦で2000万円）以下。

第3段階:市町村民税非課税世帯で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円を超える方。かつ預貯金などが単身で1000万円（夫婦で2000万円）以下。

第4段階:上記以外の方（本人が市町村民税非課税でも世帯の中に市町村民税課税者がいる方を含みます。）